

# トータルケアNEWS

No.56 2015. 1. 31

発行 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会  
〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5  
TEL 018-864-2714 FAX 018-864-2742  
URL <http://www.akitakenshakyō.or.jp/>  
E-mail [chiiki@akitakenshakyō.or.jp](mailto:chiiki@akitakenshakyō.or.jp)

## CONTENTS

介護保険制度の改正内容のポイント	・・・1～3
市町村社会福祉協議会における 当面の取組課題	・・・3～4

国において、平成 27 年度に介護保険制度の改正が予定されておりますが、今回の改正は、個別の介護サービス事業への影響だけでなく、社会福祉協議会が推進している地域福祉にも大きな影響をもたらす内容であり、介護サービス事業実施の有無に関わらず、社協組織全体での対応・取組が求められます。以下、国のガイドライン案をもとにポイントを解説します。

### 介護保険制度の改正内容のポイント

#### 【介護予防給付の一部を地域支援事業に移行】

介護予防給付（要支援 1・2）のうち、訪問介護と通所介護については、市町村が取組む地域支援事業に移行する。（平成 29 年度までに段階的に移行）

既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合、社会福祉法人等による多様なサービスの提供が可能になります。

#### 【介護予防・日常生活支援総合事業の再編（新しい総合事業へ）】

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に大別され、「介護予防・生活支援サービス事業」は、①訪問型サービス、②通所型サービス、③その他の生活支援サービス、④介護予防ケアマネジメントで構成される。

「新しい総合事業」は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、**住民等の多様な主体が参画**し、多様なサービスを充実することで、**地域の支え合い体制づくり**を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指します。

## 【住民主体による支援を含むサービスの拡充】

各サービスの具体的な設計は、今後市町村が決めていくことになるが、「介護予防・生活支援サービス事業」の中で、「多様なサービス」の一つとして、住民主体による支援が位置付けられる。

### サービス種別

- ①訪問型サービスB…住民主体の自主活動として行う生活援助等
- ②通所型サービスB…住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり  
(体操・運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会・サロン、会食等)

## ～生活支援体制整備事業～

### 【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置】

総合事業の円滑な実施に向けて、地域の受け皿を確保する観点から、ボランティアの養成や住民主体の通いの場の設置等生活支援の基盤整備が重要であり、そのため、地域の資源開発やネットワークの構築等を行うコーディネーター、定期的な情報の共有・連携強化の場として、「協議体」を設置する。事業実施2年目（平成28年度）までの設置を想定。

### 生活支援コーディネーターの主な役割

#### ①資源開発

(地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保など。)

#### ②ネットワーク構築

(関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなど。)

#### ③ニーズと取組のマッチング

(地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど。)

### エリア

第1層（市町村区域）…主に資源開発を中心とする。

第2層（中学校区域）…第1層の機能の下で具体的な活動を展開する。

※第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、本事業では対象外。

生活支援コーディネーターについて、ガイドライン案では、

- ・「職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携

しながら活動することが重要」

- ・「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者」
- ・「国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい」と示されている。

さらに、「コーディネーターについては、生活困窮者対策の相談支援員、主任相談支援員や社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）等とも連携し、地域のネットワークを活かして取り組んでいただきたいと考えているが、経験や実績のある人材の確保・活用の観点や小規模な自治体の状況に応じた取組の推進の観点から、必要に応じて他職種と兼務することも可能である。」と示されている。

↓※相談支援員やコミュニティソーシャルワーカーとの兼務可

※生活支援コーディネーターの役割は、第2層や第3層ではニーズとサービスのマッチングという**個別支援**が求められるが、第1層や第2層では関係者のネットワークづくり、担い手の養成、サービスの開発などの**地域支援**が求められている。この地域支援においては、地域アセスメントによるコミュニティソーシャルワーカーの手法を採用しており、これまで秋田県社協で養成を進めてきたコミュニティソーシャルワーカーの役割・機能と重なる部分が多い。また、支援の対象は高齢者に限定するものではない。

## 市町村社会福祉協議会における当面の取組課題

以上の点を踏まえて、市町村社会福祉協議会における当面の取組課題として、次の4点が全国社会福祉協議会から示されています。

### 1 住民や地域福祉推進基礎組織（地区社協等）への働きかけ

- ・新たな地域支援事業における住民の主体的な助け合い活動の意義や今後の地域での取組について情報提供や学習の場を設け、方向性を共有する。
- ・目指すべき地域包括ケアシステムについて、住民とともに議論を進める。
- ・既存の見守りや小地域ネットワーク活動について、具体的に生活を支えられる仕組みづくりに向けて、個別支援機能の強化を図る。

### 2 自治体への働きかけ

- ・介護保険事業計画や地域支援事業の動向を把握し、地域包括ケアシステムの方向性や社協の役割について自治体担当者（地域福祉担当だけでなく、介護保険担当部署とも）との擦り合わせを行う。
- ・地域支援事業における住民の主体的な取組の意義や基盤支援の必要性等について、方向性を共有する。（自治体、専門職等の意識変革）

### 3 助け合い活動や生活支援サービスを実施する団体との連携

- ・協議体の設置に向けて、広範囲にわたっての地域の助け合い活動・生活支援サービスの活動団体、事業所等を把握する。
- ・既存の連絡会等も活用しながら、地域の助け合い活動・生活支援サービスの活動団体、事業所等とともに連絡会や勉強会等の協議の場を立ち上げ、これを核として協議体の設置につなげる。
- ・住民主体のサービス（ガイドライン案における「訪問型サービスB」、「通所型サービスB」、移動支援や配食サービス等の住民主体の多様な生活支援サービス）の拡充に向けて、助け合い活動や生活支援サービスの担い手の発掘、養成、組織化を図る。

### 4 社協の事業や組織についての検討

- ・要支援者のニーズや介護保険サービスで対応できていないニーズを洗い出し、対応の方向性について在宅福祉サービス部門及び地域福祉推進部門が合同のケース検討会を行う等、協働して検討する。その際、財源を地域支援事業、地域福祉のどちらに求めるかについても将来の展開を見据えて検討する。
- ・経営の観点から介護サービス事業への影響を分析し、今後の事業戦略を検討する。
- ・助け合い活動や生活支援サービスの活動にも活用できる地域拠点の整備を進める。
- ・介護保険制度の財源を地域福祉に生かす観点から、社協の組織、体制、拠点等の在り方の再構築も含めた検討を行う。

新たな地域支援事業では、「住民主体のサービスの拡充」が明確に位置づけられており、協議体の設置や生活支援コーディネーターの役割に関しても、社会福祉協議会がこれまで取り組んできた地域福祉活動の実践が生かせる場面が非常に多いと考えられます。

そのため、在宅福祉サービス部門と地域福祉活動推進部門の連携を強め、介護保険の財源や人材(専門性)、介護サービスを通じて得た地域の情報等を地域福祉に生かす視点がこれまで以上に求められます。

さらに、コーディネーター配置は職員体制の強化につながる要素を含んでいることから、生活困窮者自立支援制度と分けて縦割りで考えるのではなく、社協の役割・機能を総合的に捉え、将来を見据えて判断し対応することが重要といえます。